2．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～47年
構築物	3～60年
工具器具備品	2～20年
船舶	4～12年

なお、受託研究等収入により購入した償却資産については、主として当該受託研究等期間を耐用年数としております。
また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除却費用等（国立大学法人会計基準第90）の減価償却相当額については損益外減価償却累計額として、減損損失相当額については損益外減損損失累計額として、資本剰余金から控除して表示しております。
⑵　無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3．徴収不能引当金の計上基準
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
附属病院収入により雇用する一部の教員については、退職手当の支給に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額に基づき計上しております。
附属病院収入により雇用する一部の職員については、退職手当の支給に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
また、上記以外の教職員の退職手当については、当該退職手当の支払年度における運営費交付金により支弁されるため、引当金は計上しておりません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
5．賞与引当金及び見積額の計上基準
外部資金及び附属病院収入により雇用する教職員については、賞与の支給に備えるため、将来支給が見込まれるものについて支給見込額に基づき計上しております。
また、上記以外の教職員の賞与については、外部資金及び附属病院収入により雇用する教職員を除き、当該賞与の支払年度における運営費交付金により支弁するため、引当金は計上しておりません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。
6．有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券　償却原価法（定額法）を採用しております。
7．たな卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　評価基準
低価法を採用しております。
⑵　評価方法
主として移動平均法を採用しております。ただし、附属病院における医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法により行うこととしております。
8．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
9．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法
近隣の地代や賃借料等を参考に計算しております。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
決算日における10年もの国債（新発債）の利回りは△0.050％でしたが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成28年4月14日付け28文科高第63号）に基づき、0％で計算しております。
10．リース取引の会計処理
リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によって計上しております。
11．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。
12．財務諸表の表示単位
財務諸表及び附属明細書いずれについても、千円単位（単位未満切り捨て）により作成しております。
（会計方針の変更）
［退職給付に係る会計処理］
当事業年度より、「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議平成28年2月1日改訂）」及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省日本公認会計士協会平成28年4月21日最終改訂）」を適用しており、これに伴い「企業会計基準第26号退職給付に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成24年5月17日改正）及び「企業会計基準適用指針第25号退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成27年3月26日最終改正）を適用しております。
この変更による影響額3,353千円は当期首において発生しており、同額を「退職給付引当金」から減額しております。また、これに伴う収益は「退職給付会計基準改正に伴う調整額」として臨時利益へ計上しております。
（資産除去債務に関する事項）
⑴　当該資産除去債務の内容
「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に関する放射性同位元素の汚染除去費用、「石綿障害予防規則等」に関するアスベストの除去費用及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に関する特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用について資産除去債務を計上しております。
⑵　支出発生までの見込期間及び適用した割引率等の前提条件
使用見込期間を建物の耐用年数を参考に15～40年と見積もり、割引率は1.69～2.14％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
⑶　資産除去債務の総額の期中における増減内容

期首残高	86,471千円
時の経過による調整額	1,665千円
期末残高	88,136千円